

(案)

第 号

1

2

平成29年12月 日

3 神戸市長 久元 喜造 様

4

神戸市環境影響評価審査会

5

会長 武 田 義 明

6 平成29年10月30日、神戸市環境影響評価等に関する条例第12条第  
7 2項において準用する同条例第8条の7第2項の規定に基づき、市長か  
8 ら意見を求められた「(仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響  
9 評価実施計画書」(以下「実施計画書」という。)について、慎重に審議  
10 を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの  
11 意見を述べる。

12

13

記

14

## 15 I はじめに

16 (仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業は、神戸市北区山田町におい  
17 て、発電出力40MWの太陽光発電所の建設を行おうとするものである。

18 神戸市環境影響評価審査会においては、実施計画書及び補足資料につ  
19 いて専門的見地から慎重に審議し、意見をとりまとめた。

20 市長は、この意見を勘案し、今後の環境影響評価が適切に実施される  
21 よう、事業者を適正に指導されたい。

22

23

## 1 II 意見

### 2 1 全般的事項

#### 3 (1) 環境影響評価の実施の方針

4 本事業の実施により大規模に地形改変が行われることで、地域の  
5 自然環境及び生活環境への影響が懸念されることから、類似施設で  
6 の現地調査や聞き取り調査等により、精度の高い予測を実施する必  
7 要がある。また、予測結果に応じて適切な環境保全措置を検討する  
8 必要がある。

#### 9 (2) 環境影響評価書案の作成

10 環境影響評価書案の作成にあたっては、調査・予測・評価の結果  
11 を可能な限り定量的に示すことや、環境保全措置の内容を具体的に  
12 記載すること等により、市民にとって分かりやすい内容にする必要  
13 がある。

#### 14 (3) 災害等への対策

15 大規模な地形改変により土砂災害等の発生が懸念され、また強  
16 風による太陽光パネルの破損に伴い有害物質の溶出が懸念される  
17 ことから、異常の早期発見体制の構築も含め、災害等への対策に  
18 万全を期する必要がある。

#### 19 (4) 設備利用終了後の措置

20 事業実施区域は、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例  
21 に基づく緑地の育成区域内に位置し、周辺は豊かな自然環境及び  
22 農村環境が共存している地域である。事業者は借地により本事業  
23 を実施することから、太陽光発電設備の利用終了後は土地所有者  
24 に対して、自然植生の回復を中心とした緑化の実施等を積極的に  
25 働きかけていくことが望ましい。

26

### 27 2 個別的事項

#### 28 (1) 大気質・騒音・振動

29 ア 大気質、騒音、振動の現地調査地点として、事業実施区域西  
30 側の地点を選定しているが、事業実施区域の規模や地形、風向

1 等を考慮して、東側にも適切な調査地点を選定する必要がある。  
2 イ 工事に伴う粉じんについては、一月ごとの予測を行い、当該  
3 予測結果に応じて適切な環境保全措置を検討する必要がある。

#### 4 (2) 水質

5 近年、集中豪雨が多発している現状を踏まえ、工事中及び供用  
6 後における適切な濁水対策を検討する必要がある。

#### 7 (3) 地盤

8 事業実施区域の北側に柏尾谷断層が存在していることから、当  
9 該区域周辺で工事を行うにあたり、切土及び盛土の適切な工法を  
10 検討する必要がある。

#### 11 (4) 植物・動物

12 ア 植物・動物の現地調査については、地形改変区域内での調査  
13 密度を高めて植物・動物の生育・生息状況を正確に把握し、そ  
14 の結果をもとに適切な環境保全措置を検討する必要がある。

15 イ 太陽光パネルの反射光による鳥類への影響を把握するため、  
16 類似施設での現地調査や聞き取り調査等を実施する必要がある。

17 ウ 緑化の実施にあたっては、地域の生態系に配慮し、地域で生  
18 育する種を積極的に用いる必要がある。

#### 19 (5) 景観

20 事業実施区域の南側の住宅地からの景観調査地点について、当  
21 該住宅地からの可視領域面積の大きさや、地域住民の日常的な視  
22 点を考慮して、適切な調査地点を選定する必要がある。

#### 23 (6) 地球温暖化

24 発電効率の高い太陽光パネルを選定すること等により、可能な  
25 限り二酸化炭素排出量の削減に貢献することが重要である。

26 また、二酸化炭素排出量の削減効果の予測にあたっては、森林  
27 伐採により最終的に大気に放出される二酸化炭素量も考慮して定  
28 量的に予測する必要がある。

#### 29 (7) その他

30 太陽光パネルの設置に伴う周辺の気温変化や風況変化によって、

- 1 周辺の植生や生活環境への影響が考えられることから、類似施設で
- 2 の現地調査や聞き取り調査等により、事業実施による影響を可能な
- 3 限り定量的に予測するとともに、予測結果に応じて適切な環境保全
- 4 措置を検討する必要がある。